

基本的考え

都は、子ども・子育て支援法が施行された平成27年度以降、区市町村が権限を十分に行使できるよう、各自治体での指導検査体制の整備促進、都と区市町村との連携体制の構築に向け、様々な支援策を実施してきた。

待機児童解消に向けて認可保育所の整備が進められる中、安全の確保と質の向上のための指導検査等の取組みが一層重要となっている。

制度導入4年目となる平成30年度も、区市町村の取組の充実に向け、引き続き連携強化に向けた取組を進めていく。

区市町村による指導検査のあり方

＜根拠＞

平成27年12月7日府子本第390号、27文科初第1135号、雇児発1207第2号「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」（地方自治法に基づく技術的助言）

■ 指導（法第14条第1項）

区市町村が条例で定める運営に関する基準（確認基準）、費用の額の算定に関する基準等（内閣府令等）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求、等に係る事項についての周知徹底と、過誤・不正の防止を図るため実施。

① 集団指導

新たに確認を受けた全ての特定教育・保育施設等を対象に、概ね1年以内に実施。また、必要に応じて対象を選定の上実施。

② 実地指導

全ての特定教育・保育施設等を対象に、定期的かつ計画的に実施。また、特に実地による指導を要すると認めた場合に随時実施。

■ 監査（法第38条から40条まで、法第50条から52条まで）

行政処分に相当する違反の疑いがあると認められる場合、または施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施。

【課題】

- ◎ 指針を踏まえ、指導・監査の実施に向けた、指導事項や着眼点の整理、要綱やマニュアル、検査帳票等の整備
- ◎ 都と全ての区市町村との間で、検査の計画段階から調整を行い、合同で実施するなど連携を図る

平成30年度の取組

(1) 実地検査における連携

① 指導検査の合同実施

- 内容：認可保育所（特定教育・保育施設）に対する児童福祉法に基づく都の検査と、子ども・子育て支援法に基づく区市町村の検査を合同で実施することで、効果的・効率的に指導を行うとともに、実地における技術的支援を行う。
- 実施対象：都が実施する認可保育所への指導検査で区市町村が合同実施を希望するもの。
- H29実績：22区（101施設）・10市（29施設）（参考：H28実績 28区市（113施設））

② 指導検査の立会い支援

- 内容：認可保育所への実地検査の立会いの場を活用して、実地により技術的支援を行う。
- 実施対象：合同実施の対象施設以外の検査
- H29実績：合同実施以外の検査において、各区市町村の希望に応じた支援を実施

【課題】

- ◎ 各区市町村の取組を踏まえた、連携の強化
 - ・立会い支援から合同実施への移行の推進（検査経験の蓄積）
 - ・合同実施に加え、区市町村による単独実施の充実（検査施設数の拡大）

(2) 派遣研修生の受入れ

- 内容：都における児童福祉法に基づく保育施設への指導検査実務に従事することを通じて、職員の育成と区市町村における指導検査体制の強化を図る。
- H30実績：2人（2市）
- H29実績：5人（2区、3市）

(3) 区市町村保育施設指導検査担当者研修の開催

- 内容：区市町村において指導検査の取組みが円滑に実施できるよう、都の指導事例等を通じて、必要な知識及び技術を付与する。
- H30実績：新任者向け 5月21日実施（148名受講）、現任者向け 8月30日実施（115名受講）
- H29実績：新任者向け 5月23日実施（123名受講）、現任者向け 8月31日実施（108名受講）

(4) 保育施設指導検査連絡会の開催

- 内容：都と区市町村との情報交換及び実務に関する連絡調整を行う。
- H30実績及び予定：第1回 7月開催、第2回 1月開催予定
- H29実績：第1回 7月開催、第2回 3月開催

(5) 情報共有・情報提供

- 内容：検査計画、検査結果、苦情・告発等の情報の共有を図る。
各区市町村の取組状況を調査し、集計結果をフィードバックする。
- H29実績：都の検査計画、各区市町村の取組状況の調査結果等について提供

【今後の取組】

- ◎ 平成31年度以降も、上記記載の取組を継続する。
- ◎ 幼児教育の無償化措置の対象となる「認可外保育施設」に対する区市町村の関与について、国の動向（法制上の措置の内容等）を踏まえつつ、必要な連携・支援策等を検討する。